

構造計算適合性判定業務手数料規程		頁 No.1 / 5
		SR-33-12
平成 27 年 6 月 1 日制定	令和 6 年 5 月 31 日改訂	令和 6 年 7 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この構造計算適合性判定業務手数料規程は、別に定める一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定業務規程に基づき、一般財団法人日本建築センターが実施する構造計算適合性判定に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。(い) (と)

(判定手数料)

第 2 条 構造計算適合性判定業務規程第 21 条に規定する構造計算適合性判定の申請に係る手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。(い) (ぬ)

- (1) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの）に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表 1
- (2) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの）に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表 2

構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.2/5

SR-33-12

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 6 年 5 月 31 日改訂

令和 6 年 7 月 1 日施行

別表 1 判定手数料（第 2 条、(1)関係）（大臣認定プログラム以外による構造計算）

(い) (ろ) (は) (に) (ほ) (へ) (と) (ち) (り) (る)

(単位：円、非課税)

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計						
	200㎡ 以内	200㎡ 超 500㎡ 以内	500㎡ 超 1,000㎡ 以内	1,000㎡ 超 2,000㎡ 以内	2,000㎡ 超 10,000㎡ 以内	10,000㎡ 超 50,000㎡ 以内	50,000㎡ 超
北海道 ※	180,000			230,000	250,000	300,000	550,000
青森県 ※	160,000			230,000	260,000	410,000	760,000
岩手県 ※	179,000			237,000	270,000	357,000	651,000
宮城県	176,000			236,000	266,000	356,000	636,000
秋田県 ※	194,000			259,000	295,000	393,000	721,000
山形県 ※	177,000			235,000	267,000	354,000	647,000
福島県 ※	180,000			230,000	280,000	370,000	660,000
茨城県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
栃木県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
群馬県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
埼玉県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
千葉県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
東京都	156,000			209,000	240,000	319,000	587,000
神奈川県※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
新潟県 ※	180,000			240,000	270,000	360,000	660,000
富山県	160,000			210,000	270,000	350,000	640,000
石川県 ※	120,000	140,000	160,000	210,000	240,000	320,000	580,000
福井県	160,000			210,000	240,000	320,000	580,000
山梨県 ※	170,000			224,000	256,000	337,000	613,000
長野県 ※	160,000			210,000	250,000	340,000	640,000
岐阜県	157,000			209,000	240,000	319,000	587,000
静岡県 ※	156,000			209,000	240,000	318,000	587,000
愛知県 ※	160,000			212,000	243,000	321,000	590,000
三重県	157,000			209,000	240,000	319,000	587,000
滋賀県 ※	117,100	140,000	162,800	185,700	221,900	294,700	541,300
京都府 ※	119,440	142,800	166,050	189,410	226,330	300,590	552,120
大阪府 ※	117,100	140,000	162,800	185,700	221,900	294,700	541,300
兵庫県 ※	167,000			215,000	248,000	324,000	590,000
奈良県 ※	117,100	140,000	162,800	185,700	221,900	294,700	541,300
和歌山県※	117,100	140,000	162,800	185,700	221,900	294,700	541,300
鳥取県 ※	169,000	192,000	214,000	237,000	274,000	346,000	593,000
島根県 ※	213,000			282,000	323,000	425,000	772,000
岡山県 ※	180,000			240,000	304,900	396,460	724,100
山口県 ※	187,000			250,000	288,000	381,000	699,000

構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.3/5

SR-33-12

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 6 年 5 月 31 日改訂

令和 6 年 7 月 1 日施行

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計						
	200㎡ 以内	200㎡ 超 500㎡ 以内	500㎡ 超 1, 000㎡ 以内	1, 000㎡ 超 2, 000㎡ 以内	2, 000㎡ 超 10, 000㎡ 以内	10, 000㎡ 超 50, 000㎡ 以内	50, 000㎡ 超
徳島県 ※	205, 000			274, 000	312, 000	415, 000	762, 000
香川県 ※	210, 000			280, 000	310, 000	410, 000	760, 000
愛媛県 ※	224, 000			298, 000	342, 000	453, 000	832, 000
高知県 ※	174, 000	199, 000	223, 000	248, 000	287, 000	366, 000	632, 000
福岡県	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	207, 000			277, 000	316, 000	421, 000	774, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	175, 000			230, 000	262, 000	345, 000	625, 000
佐賀県 ※	238, 000			292, 000	363, 000	444, 000	764, 000
長崎県 ※	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	216, 000			290, 000	331, 000	441, 000	813, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	186, 000			227, 000	249, 000	311, 000	519, 000
熊本県 ※	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	214, 000			286, 000	327, 000	435, 000	800, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	77, 000	153, 000		200, 000	228, 000	435, 000	800, 000
大分県 ※	206, 000			272, 000	305, 000	404, 000	735, 000
宮崎県 ※	198, 000			260, 000	290, 000	370, 000	690, 000
鹿児島県※	182, 000			224, 000	336, 000	447, 000	825, 000
沖縄県	120, 000	157, 000	194, 000	268, 000	309, 000	419, 000	790, 000

【備考】

※：適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。

構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.4/5

SR-33-12

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 6 年 5 月 31 日改訂

令和 6 年 7 月 1 日施行

別表 2 判定手数料（第 2 条、(2)関係）（大臣認定プログラムによる構造計算）

(い) (ろ) (は) (に) (ほ) (へ) (と) (ち) (り) (る)

(単位：円、非課税)

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計						
	200㎡ 以内	200㎡ 超 500㎡ 以内	500㎡ 超 1,000㎡ 以内	1,000㎡ 超 2,000㎡ 以内	2,000㎡ 超 10,000㎡ 以内	10,000㎡ 超 50,000㎡ 以内	50,000㎡ 超
北海道 ※	120,000			150,000	160,000	190,000	310,000
青森県 ※	110,000			140,000	160,000	240,000	410,000
岩手県 ※	129,000			158,000	173,000	217,000	362,000
宮城県	136,000			156,000	176,000	216,000	356,000
秋田県 ※	133,000			165,000	183,000	231,000	393,000
山形県 ※	138,000			167,000	182,000	225,000	370,000
福島県 ※	140,000			160,000	190,000	240,000	390,000
茨城県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
栃木県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
群馬県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
埼玉県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
千葉県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
東京都	108,000			134,000	147,000	187,000	319,000
神奈川県※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
新潟県 ※	130,000			160,000	170,000	220,000	360,000
富山県	120,000			150,000	170,000	210,000	360,000
石川県 ※	90,000	110,000	120,000	150,000	160,000	200,000	320,000
福井県	120,000			150,000	160,000	200,000	320,000
山梨県 ※	121,000			148,000	162,000	203,000	339,000
長野県 ※	100,000			130,000	140,000	190,000	340,000
岐阜県	108,000			134,000	148,000	187,000	319,000
静岡県 ※	107,000			134,000	147,000	187,000	319,000
愛知県 ※	110,000			137,000	150,000	190,000	322,000
三重県	108,000			134,000	148,000	187,000	319,000
滋賀県 ※	88,700	100,100	111,600	123,000	139,600	176,000	297,600
京都府 ※	90,470	102,100	113,830	125,460	142,390	179,520	303,550
大阪府 ※	88,700	100,100	111,600	123,000	139,600	176,000	297,600
兵庫県 ※	115,000			137,000	151,000	191,000	323,000
奈良県 ※	88,700	100,100	111,600	123,000	139,600	176,000	297,600
和歌山県※	88,700	100,100	111,600	123,000	139,600	176,000	297,600
鳥取県 ※	140,000	152,000	163,000	175,000	191,000	228,000	349,000
島根県 ※	161,000			196,000	214,000	265,000	436,000
岡山県 ※	130,000			150,000	190,200	235,990	412,000
山口県 ※	133,000			164,000	180,000	227,000	384,000

構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.5/5

SR-33-12

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 6 年 5 月 31 日改訂

令和 6 年 7 月 1 日施行

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計						
	200㎡ 以内	200㎡ 超 500㎡ 以内	500㎡ 超 1, 000㎡ 以内	1, 000㎡ 超 2, 000㎡ 以内	2, 000㎡ 超 10, 000㎡ 以内	10, 000㎡ 超 50, 000㎡ 以内	50, 000㎡ 超
徳島県 ※	142, 000			176, 000	194, 000	245, 000	416, 000
香川県 ※	150, 000			180, 000	200, 000	250, 000	420, 000
愛媛県 ※	154, 000			192, 000	211, 000	267, 000	453, 000
高知県 ※	143, 000	156, 000	168, 000	180, 000	198, 000	238, 000	369, 000
福岡県	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	143, 000			177, 000	195, 000	247, 000	422, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	122, 000			150, 000	164, 000	205, 000	344, 000
佐賀県 ※	181, 000			208, 000	226, 000	267, 000	407, 000
長崎県 ※	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	148, 000			185, 000	203, 000	258, 000	442, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	162, 000			183, 000	193, 000	224, 000	327, 000
熊本県 ※	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	147, 000			183, 000	201, 000	255, 000	436, 000
	ロ) イ)以外によるもの						
	72, 000	116, 000		139, 000	152, 000	255, 000	436, 000
大分県 ※	140, 000			173, 000	189, 000	239, 000	404, 000
宮崎県 ※	149, 000			180, 000	190, 000	240, 000	390, 000
鹿児島県※	139, 000			160, 000	206, 000	262, 000	449, 000
沖縄県	89, 000	107, 000	125, 000	162, 000	181, 000	236, 000	420, 000

【備考】

※：適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。